

国家公務員法の一部を改正する法律案 概要

第1 職員OBを介した再就職あっせん行為等の規制の新設

1 職員による職員OBに対する行為の規制

職員が、職員OBに対し、次の行為をすることを禁止

- (1) 他の役職員・役職員OB（以下「役職員等」という。）を再就職させることを目的として、
 - ① 当該役職員等に関する情報の提供
 - ② 営利企業等に対し、当該役職員等に関する情報を提供するよう、依頼
 - ③ 再就職先の地位に関する情報の提供を依頼
 - ④ 再就職先の地位に関する情報を提供
- (2) 営利企業等に対し、他の役職員等を再就職させることを要求・依頼するよう、依頼

2 職員OBによる営利企業等に対する行為の規制

- (1) 職員OBが、1(1)又は(2)の職員の行為を受けて、営利企業等に対し、次の行為をすることを禁止
 - ① 他の役職員等を、再就職させることを目的として、
 - イ 当該役職員等に関する情報の提供
 - ロ 再就職先の地位に関する情報の提供を依頼
 - ② 他の役職員等を再就職させることを要求・依頼
- (2) 職員OBであって、他の役職員等を再就職させることにし職員との間で情報の共有又は連絡調整を行うことが常態であるものが、営利企業等に対し、(1)①又は②の行為をすることを禁止

- 〔 ※ 職員OB…再就職あっせん行為等を行う者、他の役職員等…再就職する者
※ 営利企業等…営利企業及び営利企業以外の法人その他の団体 〕



第2 離職後の就職の承諾等の規制（「事前規制」）の新設

職員が、離職後2年間、営利企業等の地位で、その離職前5年間に在職していた国の機関等と密接な関係にあるものについて就任を承諾・就任することを禁止

- ※ 再就職等監視委員会の承認を得た場合には、例外的に許容



第3 罰則の整備

- 1 再就職あっせん行為等の規制（第1の1及び2を含む。）又は在職中の求職の規制に違反した者は、20万円以下の罰金に処すること
- 2 「事前規制」（第2）に違反して営利企業等の地位に就いた者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すること

第4 施行期日等

- 1 一部を除き、公布の日から起算して6月以内の政令で定める日から施行
- 2 施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこと
- 3 国家公務員の退職管理に関する制度の在り方等について検討条項を設けること